

論文の要旨

論文題目 現代中国語における「領属」の諸相
氏名 勝川 裕子
学位 博士（文学）
授与年月日 平成19年1月31日

言語事実として、領属関係は領属物を示す語と領属先を示す語が文中で共起する場合、一定の統語的制約のもとで、各種表現形式において様々な様相を呈している。例えば、身体部位を表す名詞は、それが原則として人間全てに等しく、且つ不可分に領有されているという言語外的事実に起因して、言語現象においても他の名詞とは異なった統語的振舞いをするのが世界の多くの言語で知られている。これは現代中国語においても例外ではなく、様々な表現形式において、身体部位を中心とするある特定の名詞群は他の名詞とは異なる統語的振舞いをする。

領属に対するこのような表現の相違は、何に起因しているのであろうか。これは同じ領属を表す関係において、中国語話者が身体部位を中心とする名詞群をその他の領属物とは異質であると認識しているからにほかならない。このような表現の相違は、領属関係に対する認識の相違が言語表現において表層化された結果であり、換言すれば、領属を表す表現形式の相違は発話者の領属に対する認識の相違を反映していると言える。

本研究は、領属関係を認識する際に中核的な要素となる可譲渡所有（alienable possession）と不可譲渡所有（inalienable possession）という概念を援用し、現代中国語において如何なる領属関係が可譲渡、あるいは不可譲渡であると認識されるか、また言語表現上、それがどのように反映されているかについて、統語的・意味的側面から分析を試みるものである。また、従来、個別的に取り上げられてきた言語現象を領属範疇の観点から捉え直し、それらが「領属」という概念を根幹として密接に関連していることを明らかにすることを通じて、現代中国語におけるより合理的、包括的な領属体系の構築を目指す。

シラミを人間にとって不可譲渡な領属物であるとみなす言語（Uilta 語）が存在するなど、何を以って不可譲渡とするかは各言語によって異なる。その一方で、可譲渡/不可譲渡性の観点から領属関係を捉えるとき、body parts < kinsmen < artefacts の順に可譲渡性が高く、これはあらゆる言語に適応できる普遍的なもの（領属に対する普遍的な認知）であるとも指摘されている（Haiman1985:135¹⁾）。本研究では、現代中国語という

個別言語における実証データを通じてその独自性を指摘しながら、同時に人間の領属に対する認知的普遍性についても言及していく。

本研究の構成を各章の要旨とともに示すと、次のようになる。

先ず序章では、本研究の目的と意義、及び各章の構成を述べた。

第 1 章では、「所有」(possession) と呼ばれる文法範疇の概念とその意味属性について考察した。

ここでは、日本語の所有構文<NP₁+の+NP₂> (NP は名詞 (フレーズ)) を取り上げ、NP₁ と NP₂ の意味関係を中心に、所有のプロトタイプの意味属性とその拡張について検証した。所有のプロトタイプ規定を試みた代表的な研究である Taylor1989²⁾ を理論的枠組みとして援用しつつ、典型例とされる事物の所有にみられる関係 (e.g. 太郎の鉛筆) を中心に、全体と部分の関係 (e.g. 猫の尻尾) や、所有者とその属性との関係 (e.g. 彼女の性格)、互いが互いの存在なくしては存在し得ない依存関係 (e.g. 私の母) なども周縁的な所有関係として、所有の意味範疇に含まれることを指摘した。また、可譲渡/不可譲渡所有の概念を導入し、形態レベル、統語レベルにおいて、所有範疇がそれぞれどのように反映され、言語化されているかについて、世界の諸言語を例に挙げながら概観した。

第 2 章では、現代中国語の所有構文である名詞二項連接表現<NP₁+ (的) +NP₂>を中心に、NP₁ と NP₂ の意味関係とその統語的振舞いの相違を考察し、現代中国語における領属関係の概念を定義し、さらに下位分類を行った。

<NP₁+ (的) +NP₂>における NP₁ と NP₂ の間には様々な意味関係が設定できるが、基本的には「属性関係」と「領属関係」の 2 つの意味範疇に大別することができ、両者は同時に、定語の基本的な文法的意味である「描写」と「限定」と平行に存在している。こうした点を考慮し、本研究では統語的・意味的観点から、以下に挙げる 3 つの条件項を満たす関係を領属関係とみなすと定義した。

<条件項> 現代中国語における領属関係 :

- i) ヒト (動物を含む有情物) /モノ/コトを表す名詞、及び人称代名詞からなる 2 つの語 (NP₁、NP₂) の関係において
- ii) NP₁ が NP₂ の帰属先、領属先を限定し、類分けする意味関係にあり
- iii) ii) の意味関係を裏付ける統語的根拠として、以下の文型を満たす

<NP₁+ 有 (拥有/占有/具有) + (Adj) + NP₂>

次に NP₁ と NP₂ が不可譲渡の関係にあるか否かを基準に、「恒常的/不分離な領属関係」(I 類) と「任意的/遇有的な領属関係」(II 類) に大別した。そして、更に I 類を、「全体- 部分関係」、「本体- 属性関係」、「相互依存関係」の 3 タイプに分類し、NP₁ と NP₂ の意味関係の相違が統語面においても反映されていることを指摘することによって、本研究における領属関係の定義とその分類の妥当性を検証した。

第 3 章では、フレーズレベルにおいて現れる領属関係とその統語構造について、主に名詞二項連接表現<NP₁+ (的) +NP₂>とその周辺に存在する表現形式を対象に考察した。

現代中国語では、“他的手”[彼の手]、“你的书”[あなたの本]のような名詞二項連接表現 (Pro_{de}N: Pro は代名詞) において、構造助詞“的”(de) が省略できないのに対し、“我妈妈”[私の母]のような親族関係を表す名詞二項連接表現 (ProN) は成立する。本章ではまず、このような ProN 構造が成立する根拠を、Pro と N の間に認められる不可譲渡所有関係に求めようとする従来の解釈に対して再検討を試みた。次に、<NP₁+ 的+NP₂>における NP₁ と NP₂ の意味関係が数量詞の現れる位置によってどのように変化し、フレーズ全体がどのような意味特徴を有するかについて、統語的・意味的側面から明らかにした。また、現代中国語において、主語・賓語間に領属関係が存在するとき、領属先である主語に照応する賓語の定語に生起すると考えられる、i) 人称代名詞、ii) 再帰代名詞、iii) ゼロ形式の 3 タイプのうち、どの形式が用いられるのか、そしてその照応形式が選択される背景にはどのような要素が関係しているのかについても併せて分析した。

第 4 章では、名詞述語文、授与構文、“領主属宾句”を個別に取り上げ、構文レベルにおいて現れる領属関係とその統語構造について考察し、いずれのケースにおいても、領属という概念が文の意味特徴及び文成立の可否に深く関わっていることを、発話者認知という視点を交えつつ明らかにした。

名詞述語文については従来、その根本的な表現意図や当該構文が成立する統語的・意味的制約という観点からはあまり包括的に考察されてこなかった現状を鑑み、その成立する背景に存在する統語的メカニズムと当該構文が有する表現意図について考察した。また、名詞述語文の主語・述語間に存在する領属関係に着目し、領属物の不可譲渡性が構文成立に関与していることを示した。授与構文についても、これまで論じられることの少なかった領属領域との関係という観点から、特に譲渡動詞“给”を用いた授与構文を取り上げ、当該構文の統語的制約が事物の領属領域とどのように関連し、文全体がどのような意味特徴を有するのかについて明らかにした。そして、“猎人死了一条狗”[猟師は犬に死なれた]のような“領主属宾句”を考察対象とし、消失を表す当該構文が「不如意な状態変化」という付加的意味を有する傾向にある理由を、領属に対する発話者認知の観点から説明し、また、“??张三来了两条狗”のような表現が、主語・賓語間に領属関係が存在するものの不自然な表現であると判断される原因を、領属の依存性という観点から考察を試みた。

第 5 章では、領属性“被”構文、“領主属宾句”、<N₁+V 得+N₂+VP>構文を取り上げ、第 2 章で下位分類した領属タイプ (全体- 部分関係、本体- 属性関係、相互依存関係、任意的領属関係) を基準にそれぞれの構文の成立容認度を検証した。そして、いずれの構文においても、領属関係の不可譲渡性と構文の成立容認度との間に密接な相関関係が存在し、且つ可譲渡と不可譲渡の間に連続的な階層が存在することを指摘した。

“他被小偷儿偷走了钱包”[彼は泥棒に財布を盗まれた]のような領属性“被”構文については、領属主が自らの領属物を通じてデキゴトに直接関与し、その影響を直接経験する場合に成立するため、主語・賓語間の領属関係には高い不可譲渡性が要求されることを述べた。また、“领主属宾句”についても領属先（主語）の意志やコントロールを離れたところで、領属物（賓語）が自発的に出現あるいは消失することをあらかず構文であるため、主語・賓語間の領属関係としてはやはり不可譲渡性の高いものが要求される。そのため、「身体部位」、「属性」、「人間関係」のような領属先の存在を前提とする依存性の高い領属物が、当該構文の成立に大きく関与していることを検証した。そして、“李四急得脸都红了”[李四は焦って顔が赤くなった]のような補語成分が主述構造をなす<N₁+V 得+N₂+VP>構文については、「N₁とN₂が同一体であるか否か」、「N₁とN₂が直接的に影響を及ぼしあう関係か否か」を基準に3タイプに分類した上で、N₁とN₂の間に領属関係が存在する表現形式に着目し、特に「身体部位」、「属性」、「装着類」が当該構文の成立に関与していることを論証した。

第6章では、これまでの考察で明らかとなった事実を総括し、現代中国語における領属範疇の体系化を試みた。また、領属の不可譲渡性の観点から、領属タイプを連続的に位置づけ、これを「領属モデル」として提示した。

<現代中国語における領属モデル>

身体部位 > 属性 > 装着類 > 人間関係 > 一般領属物

本研究で提示した「領属モデル」にはプロトタイプ効果が認められるが、このような認知パターンにみられる階層性、及びそのプロトタイプ効果は、中国語話者の領属に対する一般的な認知能力に依拠するものであり、これが言語構造に反映され、統語的振舞いの相違として現れることになると結論付けた。

終章では、現代中国語における可譲渡性の階層が、世界の大多数の言語のそれとは異なると従来指摘されてきたことに対し、本研究で提示した「領属モデル」がHaiman1985の示すモデルと類似する階層を示しており、決して特異な様相を呈しているわけではないことを指摘した。

<注>

- 1) Haiman, John. 1985. *Natural Syntax*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 2) Taylor, J.R. 1989. *Linguistic Categorization—Prototypes in Linguistic Theory*, Oxford: Clarendon Press.